

時事新報

第四十六百三十三第

僧侶小學校の教師たらんとす  
各宗教の僧侶をして小學校の教師を兼ねしめんとは我  
輩多年の宿説として或は國の經濟より或は僧侶の身の  
上より或は教法弘布の點より折に觸れ種々様々に之を  
勸告せしかども何か實際の事情止むを得ざる所ある  
か又は僧侶が心に許して行に顯はし難うりしかば遅に今  
日に至るまで其勸告の甲斐あかりしに此程遠き山形縣  
鮑海郡曹洞宗々務事務掛ある同郡野澤村安養寺の住職  
藤原宗真氏より北野同郡長へ請願する所ありて其要旨  
に從來同宗僧徒が肉食妻帶をも構はず宗教とは唯葬祭  
を勸れば事足るものゝ如く心得絶て其本分を辨へざ  
るは畢竟社會の事情互通せざるゝ因ると云へ素餐の  
實は決して免る可らず然るに目下地方の情況を觀察  
すれば到る處の町村皆悉く教育費の負擔に堪へずして  
往々學校の資格を落す簡易科を設立せんとするは道義  
の教育家たる佛者に於て拱手傍観すべき場合にあら  
ず速く講習會を開けて同宗僧徒に簡易學科を講習せ  
しめ卒業の上は廢体にて其最寄地方の學校教師さらし  
ては實より妙なる仕組なりとて原案の儘金百圓を補助する  
以て申出でたり採用され同郡臨時聯合會の議に附せし  
處一郡四百箇寺の僧侶を廢体にて學校教師を思ひ立  
ては以て素餐の責を塞がんとして學校教師を思ひ立  
め一は以て教育費の負担を減らすには非ざれども兎も  
角に僧侶が素餐の責を塞がんとして學校教師を思ひ立  
ては以て教育費の一部を補はんとする因て右講習會費の内教員  
は實より妙なる仕組にては之を賛成せざるを得ず顧ふに  
とて議決して目下講習會を開くの準備中あるよし頃日  
後免の佛教と云へる雑誌中に見受けたり抑も此事の次  
第たるや我輩に於て悉く同意するには非ざれども兎も  
里までも嘲唔の聲を聞かざるはなく此有様にて進み行  
かば全國中復た無學の者なきに至らんかと思はるゝ程  
我國にては近來頻に教育を獎勵して敷深き田舎の片山  
科にて十分ある可し學問も亦是れ一種の賣買品なれば  
所にして氣の毒あがら學問の事は一切斷念せざるを得  
るのは衣食足りて後の談なれば飢寒の苦痛をさへ尙未だ  
免がれる者共に智德開達などは夢想にも及ばざる  
一村は一村の經濟よ熙らし一國は一國の貴富に應じて  
貴富共に身代相應のものを買ふの外ある可らず即ち生  
計の動合なればなり左れば一人の私に於けると同じく  
と量く可らざるは算數の明示する所あるよ然るゝ今日  
の實際を見れば民間の疲弊は掩ふ可らざるの事實にて  
て之に加ふるゝ各種の稅法は次第に増加するも輕減の  
色なく貪鬼の貪なる者に至りては單に其露命を保つのみ  
以て最上の幸福とするのみ斯る果敢な生活を立つて  
ものが何の餘裕ありてか教育の爲めに而も重き費用を  
負擔するに堪へべけんや我輩の見る所を以てすれば全  
の地方の人民は實に小學簡易科も猶ほ覺束なきものにて  
て其完全不完全は論す可き限りに非ず目下の緊要は  
唯教育費の省略に在るのみと断言して争ふ者なかる  
しき然り而して其教育費中最も多き居るものは教員  
俸給と校舍の建築費とにあるとなれば僧侶の無事となり  
て教員の職務を怠ねしり以て傳燈の使命を省くと未だ  
僧侶の所望は其寺院と校舎と代用せんとはれなり

日本にて寺院の配置は至極の宜しさを得て凡そ一  
学校を設立すべき所は又隨て一寺院を見る都合あるのみ其構造も亦能く校舎に似て之に机を備へると  
きは先づ以て小學校には充分なり然るに寺院よりは年  
中數度法事あるに際し偶々これを使用するのみよし  
て平生は唯物凄きまでに淋しく無用の飾となるに過ぎ  
ず葬祭の外曾て他事なく生活して檀家の支給を仰ぎ亦  
がら其住職が狹からざる場所を占領して獨り花鳥風  
の清閑に安んせんとするが如きは文明の社會に對して  
誠に心なきものと云はざるを得ず此人民の難儀にして  
教育の負擔又苦しむの場合に當りては釐役目をみる  
見出したれ進んで自ら教師の任に當り又其寺院を校舎  
に充てゝ宜しく處世の義務を怠らざるべし是れ即ち我  
輩が前記山形縣下の一舉を聞き其大體又同意を表する  
所以として獨り同縣下の一郡のみあらず日本全國み  
共々賛同して我輩の所説の如くあらんと耳目を取てし  
待つものなり

官報  
内務省訓令第十八號

今各官廳へ圖書諸器物等ヲ寄附シ若クハ官費支拂之事業ニ對シ金穀其他ノ物件ヲ寄附スル者アルトキハ之ヲ受領シタル官廳ヨリ本人所在ノ地方廳へ通知可相成付右通知ヲ受ケタルトキハ明治十六年第一號布告及同年太政官第十七號達ニ據リ取計フヘシ

該燈臺ニ於テ霧笛機械ニ毀損等アリテ吹鳴シ能ハサニトキヘ霧笛ヲ打鳴セシ處自今同上ノ節ニハ小形霧笛ヲ用伊予守持ナシ毎十分時ノ間一分持每ニ一回ヅ、吹鳴ニシテ

五分咲き附一ヶ月間一ヶ月半  
明治廿二年四月十八日 遣信大臣伯爵後藤象二郎

段不捕令ニ付讞責ノ（四月十六日同）  
檢事（大坂控訴院）高谷恒太郎  
刑執行指揮書ノ誤寫アルニ不心付被告入放免ノ後更  
之ヲ逮捕スルニ至リシハ明治十九年五月十七日司法記  
記第二號訓令ニ違背シタルニ因ル者ト認ム依テ讞責  
（四月十五日司法省）

○未決者書籍等購入方伺  
其の五日附にて解説料  
り内務省へ未決者領置金を以て書籍其他飲食物購求  
と頒出つる者あるとき之を正當の費用と認め許可す  
も差支あき筋あるや果して然らば親屬故書より右等  
費用に充つるため金員の差入を頒出つる者あるとき  
亦之を許可し然るへきやと伺出てしに本月十六日伺

○發行停止 左の新聞紙等は治安を妨害するものと め發行を停止せり	
一金のある木公告新報	大坂 三月十三日停止
一政論	東京 四月九日 停止
一隔々夕報知	兵庫 三月十三日同

○本縣政事以管轄本縣下の政況 去る五日熊本發の	一甲斐新報	山梨	四月十六日同
一漢飛日報	岐阜	四月二日 同	
一第二社會報	大坂	四月十七日同	

信に憲法明下諸法令の一ひび颁布せられしより熊本  
下の各縣は到る處に演説會を催し懇親會を開きて交

同説同好の士に求め自家の黨勢擴張を怠らざる其注  
意勸勉亦數年以前政論勃興の時の比にあらず殊に市町  
村制の四月一日を以て實施する事とありしより人々皆  
其自己の才識經驗の分相應に自治體を運営する當局の  
之黨より以て有形的運動を演ずべきやと云ふに既  
に世人の知る如く紫渙會あり而改進黨の一派あり又公  
然旗幟を掲げて我は國權黨なりと自から名のる一種の  
結合体あれども其分子は何れも紫渙會員中の一部もし  
て要するに同体異名の誣を免れず又義よ九州各縣を聯  
合して同志會あるものを組織せるは舊改進黨の一派之  
が首唱たるなりされば異名の派、特稱の黨ありと雖ど  
も歸する所は紫渙、改進の一會一黨に過ぎず紫渙會は  
當初民權撲滅、尊王國杯と稱する一種の目的を有せ  
し事もありしが今は其毛色を一變して復た身に舊時の  
衣裳を纏はず大に民力の休養、國權の擴張若くは減税  
如き外觀ありて其前迄は凡る一國の政務は輿論の方針  
に從ふを以て唯一の主義とは認し只管之が希望を維持  
したりしも以後は其説の銳鋒一轉して一國の進歩は秩  
序的ならずんば却て患害を遠くものなりと主張し居れ  
ど詳細なる政策上より就ては未だ論及せし事なれば其  
要旨を知るに由なし而して此兩派は全體の決闘を以て  
大同團結派又加盟せしむともなく又自治黨も賛成せし  
みとも云はく云は他方の政黨政社とは團體上の關係絕  
えてなしと評するも蓋し失當よりあらざるべし然れど敢  
て其黨派中の一個人が私交上他地方の政友との關係全  
く之なしと云ふにあらざるあり又兩派の黨員政友は果  
して幾何の員數よ達せるや否啻に局外の傍観者のみ  
ならず自派自黨の人々にても蓋し之を知らざるべく從  
て其黨派が有形上より顯す勢力も互に消長盛衰ありて一  
言能く其實情を揭し難しと雖ども要するゝ明治十四年  
は紫渙會の勢盛にして十五年より十六年迄は改進黨  
大に力を得、十七年より昨廿一年迄は紫渙會派最も時  
を得て勢力亦一頭地と挺づ其然る所以のものは十七八  
年の頃より縣官意を紫渙會に属せしと以て其餘勢遂に  
流れて下級の俗吏より寒村の戸長、僻邑の小學教師に  
至る迄苟も紫渙會に縁なきものは在職の望、薄くして  
諸事に就き自家が肩身の狹隘を感じするが如き内情わ  
りしと改進黨の一派より屬する相愛社が山間より退隱して  
新地開墾の業より從事して敢て隊を政事上に容るゝ事  
あかりしとの二原因があるが如し然れども既近時局一  
變して永く舊體の停滯を許さず、縣廳内には公平無偏  
の主義行れて復た民間の黨派に私する處なく且つ相愛  
社員も驟然袂を齎て舊體を出で漸次政治上の事務よ蓋  
ありしも近來改進黨員其哨兵線内へ侵入して贋食を試  
みつゝあれど中部に至りては未だ何れの有にも歸せずし  
て占領割據する所として北部地方は實に紫渙會派の占有  
ありしも近來改進黨員其哨兵線内へ侵入して贋食を試  
みつゝあれど中部に至りては未だ何れの有にも歸せずし